

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について 1
- 宿泊施設（湖泉荘）の譲渡について 2

公告第 8 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 23 年 11 月 8 日招集の第 144 回組合会において議決されたので公告する。

平成 23 年 11 月 14 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 三 木 正 夫

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条中「20 日」を「30 日」に改める。

第 27 条中「選挙の日」の次に「(次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加える。

第 28 条第 1 項中「この項」の次に「から第 3 項まで」を加え、「、前任の理事」を「、第 17 条本文の規定による選挙の日以後前任の理事」に改め、「(議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該選挙の日)」及び同項ただし書を削り、同条第 7 項を同条第 10 項とし、同条第 6 項を同条第 9 項とし、同条第 5 項中「場合において」を「場合における」に改め、「選挙の日」の次に「(次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」を加え、同項を同条第 8 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

第 28 条第 4 項中「第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 6 項とする。

ただし、第 2 項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

第 28 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第 17 条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。

この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から 10 日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ 10 日以内に行うことができる。

第 33 条第 4 項中「。以下「改正前の施行令」という。」を削る。

第 44 条のみだし中「立会」を「立会い」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

公告第 9 号

宿泊施設（湖泉荘）の譲渡について

宿泊施設（湖泉荘）の譲渡については、平成 23 年 11 月 8 日招集の第 144 回組合会において議決されたので公告する。

平成 23 年 11 月 14 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 三 木 正 夫